

## 令和6年度 福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金に係る Q&A

### ＜補助制度の概要について＞

Q 福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金はどのような補助金ですか。

【A】

○本市に居住する生活困窮者に対する支援活動のうち、物価高騰等の影響を受け、需要等が増加又は新たに生じている民間団体の支援活動に対して、その経費の一部を補助するものです。

○補助率:10分の10(上限額:1団体 50万円)

### ＜対象事業者について＞

Q どのような民間団体が対象となりますか。

【A】

○福岡市内に事業所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人等で、福岡市内で生活困窮者への支援活動に取り組んでおり、これまでに活動実績がある団体であって、福岡市生活自立支援センターと連携が図られている、又は今後連携する予定の団体が対象となります。

○上記の要件に加え、「福岡市の市税に係る徴収金を滞納していないこと」、「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと」などを要件としております。詳しくは、公募要領等をご確認ください。

### ＜補助対象について＞

Q どんな事業が対象となりますか。

【A】

○本市に居住する生活困窮者に対する支援活動(特定の住所地に居住する生活困窮者のみを対象とするものではないこと。)のうち、物価高騰等の影響を受け、需要が増加又は新たに生じているものであって、福岡市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会において必要性が認められた支援活動が対象となります。

○上記に加え、「国、福岡県、本市から補助金等を受けていないこと」などを要件としておりますので、詳しくは公募要領等をご確認ください。

Q どのような経費が対象となりますか。

【A】

○補助対象事業の実施に要する経費のうち、生活困窮者へ配布するための食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、生活困窮者に物品を届ける送料・運搬経費、光熱水費が対象となります。

Q いつ実施した事業が対象となりますか。

【A】

○令和6年4月1日～令和7年3月31日に実施する事業が対象となります。

Q 補助金の申請額はどのような計算になりますか。

【A】

○令和5年4月以降に開始した新規事業については、令和6年4月以降に支出した(見込額も含む)経費を対象経費ごとに計算してください。

○令和5年4月以前から継続して行っている事業については、令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間に支出した(見込額も含む)補助対象経費が、令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間に支出した補助対象経費から増加した額を対象経費ごとに合計してください。

#### ＜申請書類について＞

Q 補助金申請書類の書き方が分かりません。

【A】

○記載例をホームページに掲載しておりますので、参考に記載してください。

Q これまでの活動実績が分かる書類とは何を提出すればいいですか。

【A】

○これまでの活動報告書(様式は問いません。)を提出してください。活動内容が分かるものであれば、団体のパンフレットやホームページのコピーでも構いません。

#### ＜補助決定後について＞

Q 補助金の支払いはいつになりますか。

【A】

○原則、実績確定後の令和7年4月以降に支払います。

#### 【問い合わせ先】

福岡市役所福祉局生活福祉部生活支援課

TEL:092-711-4553

E-mail: seikatsushien.PWB@city.fukuoka.lg.jp